

## 鹿児島県建築物耐震化促進事業補助金等交付要綱

(趣 旨)

### 第1条 旨)

第1条 知事は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、国土交通省の「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱」(令和3年3月31日国住街第222号, 国住市第155号)及び「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱」(令和3年3月31日国住街第223号, 国住市第156号)の規定に基づき、建築物の耐震診断, 補強設計(耐震改修又は建替えに係る設計), 耐震改修, 建替え又は除却を実施する民間建築物の所有者等に補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費, 補助率及び事業要件)

第2条 補助金等の交付の対象経費は、市町村が、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の補強設計(耐震改修又は建替えに係る設計), 耐震改修, 建替え又は除却(以下「耐震化促進事業」という。)に対して、民間建築物の所有者等に補助する経費とする。ただし、他の補助制度を活用する建築物の所有者等は除くこととする。

2 補助率は、次の各号のとおりとする。

(1) 補強設計(耐震改修又は建替えに係る設計)は、市町村が補助する経費のうち、市町村が定める交付要綱(以下「交付要綱」という。)に規定された補助基本額の6分の1以内とする。

(2) 耐震改修, 建替え又は除却は、市町村が補助する経費のうち、交付要綱に規定された経費の100分の5.75以内とする。

3 耐震化促進事業の事業要件は、令和6年3月31日までに着手したものであることとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 前項の交付申請書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところと

する。

- (1) 補助金の額の変更を伴わない補助事業の内容の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴う補助事業の内容の変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取り下げ）

第6条 規則第8条の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、補助金等交付決定の日から15日間とする。

（判定・評価）

第7条 鹿児島県建築物耐震化促進事業の耐震診断は、その結果又は内容について「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会の判定・評価を受けなければならない。

（補助事業等の中止又は廃止等）

第8条 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第8号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業等が予定の期間内に完了しないときは、あらかじめ、別記第9号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

3 前項の報告書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工程表
- (2) 翌年度にわたる場合は、繰越調書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア、イ又はウに定める書類
  - ア 補助対象経費が耐震診断の場合 耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
  - イ 補助対象経費が補強設計の場合 次のいずれかに掲げる書類
    - (ア) 耐震判定委員会の補強設計内容の判定・評価書の写し
    - (イ) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し
    - (ウ) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定書の写し

- (イ) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定書の写し
- (オ) 建築士（ただし、二級建築士・木造建築士においてはそれぞれの業務範囲に限る。）、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による確認書の写し

ウ 補助対象経費が耐震改修、建替え又は除却の場合 事業完了写真及び施工状況写真

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は毎年度3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等の額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、補助金等の額の確定通知（別記第11号様式）により行うものとする。

(補助金等の交付)

第11条 この補助金等は、精算払で交付するものとする。

2 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

(取引上の開示)

第12条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第14条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に申請が行われたものに対する、本要領の適用については、なお従前の例による。